

平成 25 年 3 月

お客様 各位

西春日井農業協同組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

当組合は、平成 25 年 3 月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、お客様からのご相談やお申込みには、引き続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

当組合は、農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者を始めとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割の一つ」として位置付け、お客様からのお借入条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善への取組みをご支援できるよう努めてまいりました。

「中小企業金融円滑化法」は平成 25 年 3 月末に期限を迎えますが、当組合は、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応してまいります。

以上